

<レクリエーション機材貸出について>

*レクリエーション機材の貸出

子供会・自治会・地域福祉会等でご利用ください。
3ヶ月前から予約を受け付けます。



*貸出方法

1. レクリエーション機材等貸出申込書（別紙1）をご記入のうえ、社協に提出してください。
※他事業・他地域等と重複していないか確認します。
2. 借用当日、機材と使用報告書（別紙2）を受け取ってください。
有料機材の場合は、使用料をお支払いください。
3. 借用期間終了後、使用報告書にチェックをして機材と一緒にご返却ください。



❖ご不明な点は、お気軽にご相談ください！

久御山町社会福祉協議
TEL: 075-631-0022